

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月20日
【計算期間】	第17特定期間 (自 平成24年12月26日 至 平成25年6月24日)
【ファンド名】	SAIKYO日本株式CSRファンド
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉浦 和也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03 (5208) 5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産（ ）
追 加 型 投 信		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル
	年2回	日 本
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年4回	北 米
	年6回 （隔月）	欧 州
	年12回 （毎月）	ア ジ ア
	年12回 （毎月）	オセアニア
不動産投信	日々	中 南 米
その他資産（ ）	日々	アフリカ
資産複合（ ）	その他 （ ）	中近東（中東）
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義

- ・追加型投信...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・国内...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・株式...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・株式 一般...目論見書または信託約款において、実質的に株式（株式 一般...大型株、中小型株の属性区分にあてはまらないすべてのもの）に主として投資する旨の記載があるもの

- ・年4回...目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるもの
- ・日本...目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

- 1) 「企業が社会に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考え方にに基づき、わが国の取引所上場株式を対象にCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の観点を重視した運用を行います。



- 2) 投資候補銘柄の選定にあたっては、発行企業のコーポレート・ガバナンス（企業統治）、環境責任、社会的責任の3つの概念からISS（Institutional Shareholder Services）社が調査・分析を行い提供される情報を参考に選定します。



ISS社は、コーポレート・ガバナンスの調査・分析や議決権行使サービスを提供する世界でトップレベルの調査会社です。世界各国でコーポレート・ガバナンス、議決権行使、CSR等のリサーチを行っています。

- 3) ポートフォリオの構築にあたっては、以下のステップにより行うことを基本とします。
 1. 定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。
 2. ISS社は、前記1.により構成された投資対象ユニバースを対象に、CSRの観点から調査を行います。
 3. ISS社の調査結果を参考にCSR評価を行い、相対的に優位にある銘柄を選別します。
 4. 前記3.により選別された銘柄を対象に、委託会社独自の分析・手法により最終的な銘柄選定等を行い、ポートフォリオを構築します。



- 4) 毎年3・6・9・12月の各22日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、基準価額の水準等を勘案して分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないことがあります。

< 分配のイメージ図 >



上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

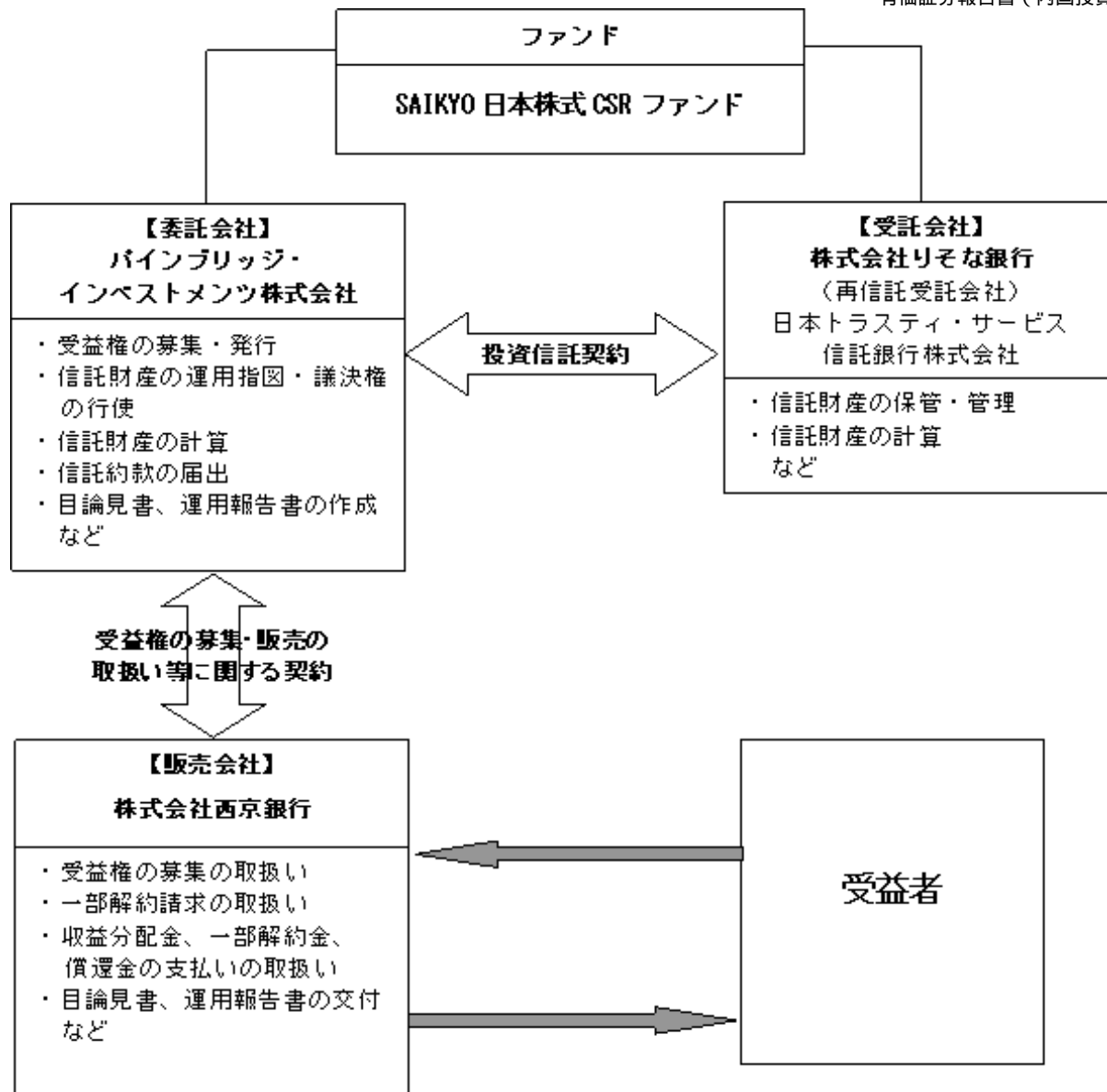
（２）【ファンドの沿革】

平成17年 3月18日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成21年12月 1日 ファンドの名称変更（「AIG-SAIKYO日本株式CSRファンド」から「SAIKYO日本株式CSRファンド」に変更。）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

- ・資本金の額 500,000,000円（平成25年7月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和61年11月	当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
昭和62年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
平成 9年 2月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
平成13年 7月	エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に名称変更。
平成14年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。
平成19年 4月	AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

・大株主の状況（平成25年7月末日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

・当社が属する「PineBridge Investments」は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

運用方法

- 1) 「企業が社会に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考え方にに基づき、わが国の取引所上場株式を対象にCSR（Corporate Social Responsibility：社会的責任）の観点を重視した運用を行います。
- 2) 投資候補銘柄の選定にあたっては、発行企業のコーポレート・ガバナンス（企業統治）、環境責任、社会的責任の3つの概念からISS社が調査・分析を行い提供される情報を参考にします。
- 3) ポートフォリオの構築にあたっては、以下のステップにより行うことを基本とします。
 - a．定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。
 - b．ISS社は、前記a．により構成された投資対象ユニバースを対象に、CSRの観点から調査を行います。
 - c．ISS社の調査結果を参考にCSR評価を行い、相対的に優位にある銘柄を選別します。
 - d．前記c．により選別された銘柄を対象に、委託会社独自の分析・手法により最終的な銘柄選定等を行い、ポートフォリオを構築します。
- 4) 株式への投資割合は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。
資金動向、市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条、第24条に定めるものに限り、）
 - ハ．金銭債権（イ．ニ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（ただし本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
23. 外国の者に対する権利で前記22. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1. の証券または証書および前記13. ならびに18. の証券または証書のうち前記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2. から6. までの証券および前記13. ならびに18. の証券または証書のうち前記2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記14. の証券および前記15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

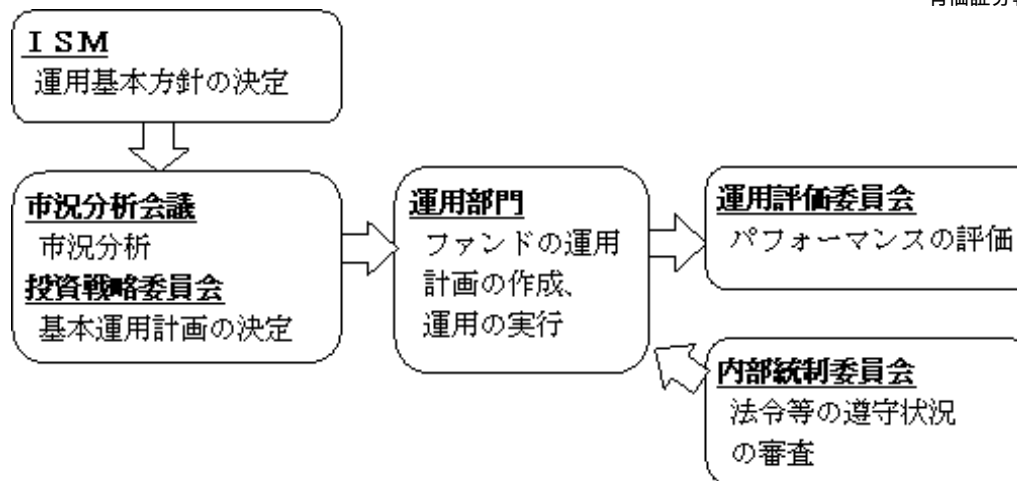
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 1. から6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

- ・委託会社の運用体制



1．運用基本方針の決定

- ・世界中の運用拠点の主要メンバーにより組織されているインベストメント・ストラテジー・ミーティング（ISM：Investment Strategy Meeting）で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地域の景気サイクルなどの詳細な分析が行われ、株式・債券を中心にその他代替資産を含むPineBridgeとしての運用戦略の概要が決定されます。

2．運用計画の決定と運用の実行

- ・月次で市況分析会議を行い、ISMの議論・決定を参考に、ハウスビュー（内外経済見通し、内外債券見通し、内外株式見通し、為替見通し）について議論を行います。
- ・月1回の投資戦略委員会で、市況分析会議で議論されたハウスビューをベースに月次基本運用計画およびその前提となる見通し・投資方針（デュレーション・イールドカーブ・業種配分方針、為替見通し、国内株式市場の見通し、アセットアロケーション方針等）が決定されます。
- ・運用部門（13名）のファンドマネジャーは、月次基本運用計画に基づき、ファンド毎の月次運用計画を作成し、具体的なポートフォリオを構築、運用を実行します。

3．パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部（12名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

4．ファンドの関係法人に対する管理体制

- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は平成25年7月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

（４）【分配方針】

年4回の決算時（原則として毎年3・6・9・12月の各22日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- 2) 分配金額は、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として毎決算日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 前記1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。
- 4) 受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】

< 信託約款による投資制限 >

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資は行いません。

投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

同一銘柄の株式等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引およびわが国ならびに外国における有価証券店頭オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令等による投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）当ファンドのリスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドの有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象である株式は、一般に、経済・社会情勢、発行企業の業績・信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

CSR評価の採用に関わるリスク

< CSR評価変動のリスク >

当ファンドではCSR評価の調査分析において定評の高いISS社の調査情報に基づいて最終的な投資銘柄を決定しますが、事前に知り得ることができない情報の発覚などにより、CSR評価が著しく変化する可能性があります。一般的に不祥事などの発覚後には株価が大きく下落する傾向があり、この影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する要因になることがあります。

< CSR評価が株価の評価に反映されないリスク >

CSRが企業評価の新しい「投資尺度」として定着しつつありますが、CSRは企業を評価する一つの基準に過ぎず、その他の要因によってのみ株価が変動する可能性もあり、必ずしも株価上昇効果をもたらす材料にはならないことがあります。また、CSR評価が高い銘柄であっても、株価が下落することがあります。

流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況等により、希望する時期および価格で売買できないことがあり、この影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する要因になることがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手方の倒産や経営・財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

その他のリスク・留意点

1) カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2) 有価証券先物取引等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3) 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引等については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

4) 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

5) 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、年4回、決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

6) 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7) 取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消すことがあります。

8) 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

9) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減化および顕在化の防止に努めます。また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

ただし、分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.89%（税抜年1.8%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

信託報酬	1.890%（税抜1.8%）
委託会社	0.945%（税抜0.9%）
販売会社	0.840%（税抜0.8%）
受託会社	0.105%（税抜0.1%）

委託会社の受取る報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産から支払われます。

有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産から支払われます。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産から支払われます。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

前記（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率となります。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7.147%の税率は、平成26年1月1日からは15.315%（所得税15.315%）となります。

原則として、益金不算入制度・配当控除が適用されます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊ 1 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＊ 2 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成25年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日 本	602,708,600	99.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,484,510	0.90
合 計(純資産総額)		608,193,110	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位銘柄(平成25年7月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	業 種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	7,900	5,750.00	45,425,000	5,970	47,163,000	7.75
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	7,200	4,325.00	31,140,000	4,485	32,292,000	5.31
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	3,100	7,420.00	23,002,000	7,890	24,459,000	4.02
日本	株式	富士重工業	輸送用機器	8,000	2,221.00	17,768,000	2,422	19,376,000	3.19
日本	株式	日東電工	化学	3,300	6,090.00	20,097,000	5,530	18,249,000	3.00
日本	株式	三菱電機	電気機器	19,000	877.00	16,663,000	953	18,107,000	2.98
日本	株式	日野自動車	輸送用機器	12,000	1,346.00	16,152,000	1,507	18,084,000	2.97
日本	株式	オリックス	その他金融業	12,300	1,231.00	15,141,300	1,455	17,896,500	2.94
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	28,700	578.00	16,588,600	601	17,248,700	2.84
日本	株式	住友ゴム工業	ゴム製品	10,300	1,526.00	15,717,800	1,633	16,819,900	2.77
日本	株式	信越化学工業	化学	2,700	6,160.00	16,632,000	6,120	16,524,000	2.72
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	81,200	221.30	17,970,135	203	16,483,600	2.71
日本	株式	オムロン	電気機器	5,400	2,946.00	15,908,400	3,035	16,389,000	2.69
日本	株式	東芝	電気機器	37,000	466.00	17,242,000	425	15,725,000	2.59
日本	株式	ソニーフィナンシャルホールディングス	保険業	9,500	1,535.60	14,588,225	1,610	15,295,000	2.51
日本	株式	三菱地所	不動産業	6,000	2,292.00	13,752,000	2,491	14,946,000	2.46
日本	株式	三井不動産	不動産業	5,000	2,571.00	12,855,000	2,963	14,815,000	2.44
日本	株式	麒麟ホールディングス	食料品	10,000	1,545.00	15,450,000	1,451	14,510,000	2.39
日本	株式	丸井グループ	小売業	14,900	923.00	13,752,700	955	14,229,500	2.34
日本	株式	村田製作所	電気機器	2,100	7,280.00	15,288,000	6,740	14,154,000	2.33
日本	株式	ソニー	電気機器	6,400	1,966.00	12,582,400	2,068	13,235,200	2.18
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	24,000	526.00	12,624,000	539	12,936,000	2.13
日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	25,600	456.00	11,673,600	487	12,467,200	2.05
日本	株式	スルガ銀行	銀行業	7,000	1,649.00	11,543,000	1,742	12,194,000	2.00
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	3,300	3,500.00	11,550,000	3,630	11,979,000	1.97
日本	株式	京セラ	電気機器	1,200	9,620.00	11,544,000	9,950	11,940,000	1.96

日本	株式	イオンフィナンシャルサービス	その他金融業	3,800	2,631.00	9,997,800	2,857	10,856,600	1.79
日本	株式	デンソー	輸送用機器	2,400	4,672.01	11,212,831	4,460	10,704,000	1.76
日本	株式	クボタ	機械	7,000	1,339.00	9,373,000	1,430	10,010,000	1.65
日本	株式	三菱商事	卸売業	5,400	1,702.00	9,190,800	1,789	9,660,600	1.59

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

２．種類別および業種別比率（平成25年7月31日現在）

種類	業種	投資比率（％）
株式	輸送用機器	17.64
	電気機器	17.14
	銀行業	14.91
	化学	6.36
	陸運業	4.98
	不動産業	4.89
	その他金融業	4.73
	機械	3.62
	保険業	3.61
	食料品	2.89
	ゴム製品	2.77
	建設業	2.54
	卸売業	2.39
	小売業	2.34
	電気・ガス業	2.13
	情報・通信業	1.81
	医薬品	1.52
	非鉄金属	1.00
	金属製品	0.83
	海運業	0.72
	鉄鋼	0.28
合 計		99.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）	基準価額（円）
第1特定期間末	（分配付） 2,806,974,049	（分配付） 10,014
（平成17年6月22日）	（分配落） 2,804,171,104	（分配落） 10,004
第2特定期間末	（分配付） 5,163,079,027	（分配付） 14,074

（平成17年12月22日）	（分配落）	3,890,786,875	（分配落）	10,374
第3特定期間末	（分配付）	6,095,390,959	（分配付）	9,686
（平成18年6月22日）	（分配落）	5,973,567,801	（分配落）	9,476
第4特定期間末	（分配付）	6,425,673,844	（分配付）	10,438
（平成18年12月22日）	（分配落）	6,357,734,463	（分配落）	10,328
第5特定期間末	（分配付）	3,405,864,296	（分配付）	10,791
（平成19年6月22日）	（分配落）	3,261,761,059	（分配落）	10,341
第6特定期間末	（分配付）	2,594,106,738	（分配付）	8,931
（平成19年12月25日）	（分配落）	2,588,172,191	（分配落）	8,911
第7特定期間末	（分配付）	2,200,154,468	（分配付）	7,790
（平成20年6月23日）	（分配落）	2,194,448,787	（分配落）	7,770
第8特定期間末	（分配付）	1,330,093,108	（分配付）	4,983
（平成20年12月22日）	（分配落）	1,324,691,389	（分配落）	4,963
第9特定期間末	（分配付）	1,400,996,268	（分配付）	5,391
（平成21年6月22日）	（分配落）	1,395,775,519	（分配落）	5,371
第10特定期間末	（分配付）	1,471,638,821	（分配付）	5,661
（平成21年12月22日）	（分配落）	1,466,508,033	（分配落）	5,641
第11特定期間末	（分配付）	1,192,920,677	（分配付）	5,368
（平成22年6月22日）	（分配落）	1,188,205,848	（分配落）	5,348
第12特定期間末	（分配付）	1,080,516,050	（分配付）	5,348
（平成22年12月22日）	（分配落）	1,076,352,495	（分配落）	5,328
第13特定期間末	（分配付）	869,953,818	（分配付）	4,993
（平成23年6月22日）	（分配落）	866,326,581	（分配落）	4,973
第14特定期間末	（分配付）	611,950,460	（分配付）	4,134
（平成23年12月22日）	（分配落）	608,879,651	（分配落）	4,114
第15特定期間末	（分配付）	552,939,451	（分配付）	4,272
（平成24年6月22日）	（分配落）	550,270,292	（分配落）	4,252
第16特定期間末	（分配付）	518,715,891	（分配付）	4,794
（平成24年12月25日）	（分配落）	516,465,962	（分配落）	4,774
第17特定期間末	（分配付）	599,146,809	（分配付）	6,210
（平成25年6月24日）	（分配落）	597,154,448	（分配落）	6,190
平成24年 7月末日		541,541,252		4,252
8月末日		511,457,415		4,218
9月末日		497,288,660		4,258
10月末日		485,569,618		4,296
11月末日		493,013,557		4,477
12月末日		530,445,667		4,908
平成25年 1月末日		576,372,542		5,417
2月末日		583,917,273		5,599
3月末日		614,625,808		5,978
4月末日		686,140,666		6,801
5月末日		634,090,315		6,501
6月末日		628,816,409		6,522
7月末日		608,193,110		6,416

特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成17年 3月18日 至 平成17年 6月22日	10円
第2特定期間	自 平成17年 6月23日 至 平成17年12月22日	3,700円
第3特定期間	自 平成17年12月23日 至 平成18年 6月22日	210円
第4特定期間	自 平成18年 6月23日 至 平成18年12月22日	110円
第5特定期間	自 平成18年12月23日 至 平成19年 6月22日	450円
第6特定期間	自 平成19年 6月23日 至 平成19年12月25日	20円
第7特定期間	自 平成19年12月26日 至 平成20年 6月23日	20円
第8特定期間	自 平成20年 6月24日 至 平成20年12月22日	20円
第9特定期間	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	20円
第10特定期間	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	20円
第11特定期間	自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日	20円
第12特定期間	自 平成22年 6月23日 至 平成22年12月22日	20円
第13特定期間	自 平成22年12月23日 至 平成23年 6月22日	20円
第14特定期間	自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日	20円
第15特定期間	自 平成23年12月23日 至 平成24年 6月22日	20円
第16特定期間	自 平成24年 6月23日 至 平成24年12月25日	20円
第17特定期間	自 平成24年12月26日 至 平成25年 6月24日	20円

【収益率の推移】

期 間		収益率
第1特定期間	自 平成17年 3月18日 至 平成17年 6月22日	0.1%
第2特定期間	自 平成17年 6月23日 至 平成17年12月22日	40.7%
第3特定期間	自 平成17年12月23日 至 平成18年 6月22日	6.6%
第4特定期間	自 平成18年 6月23日 至 平成18年12月22日	10.2%
第5特定期間	自 平成18年12月23日 至 平成19年 6月22日	4.5%
第6特定期間	自 平成19年 6月23日 至 平成19年12月25日	13.6%
第7特定期間	自 平成19年12月26日 至 平成20年 6月23日	12.6%
第8特定期間	自 平成20年 6月24日 至 平成20年12月22日	35.9%
第9特定期間	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	8.6%
第10特定期間	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	5.4%
第11特定期間	自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日	4.8%
第12特定期間	自 平成22年 6月23日 至 平成22年12月22日	0.0%
第13特定期間	自 平成22年12月23日 至 平成23年 6月22日	6.3%
第14特定期間	自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日	16.9%
第15特定期間	自 平成23年12月23日 至 平成24年 6月22日	3.8%
第16特定期間	自 平成24年 6月23日 至 平成24年12月25日	12.7%
第17特定期間	自 平成24年12月26日 至 平成25年 6月24日	30.1%

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

収益率 = (当特定期間末分配落基準価額 + 当特定期間中分配金累計額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期 間		設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成17年 3月18日 至 平成17年 6月22日	2,815,064,197	12,118,278
第2特定期間	自 平成17年 6月23日 至 平成17年12月22日	1,337,892,175	390,337,618
第3特定期間	自 平成17年12月23日 至 平成18年 6月22日	2,851,375,991	298,245,234
第4特定期間	自 平成18年 6月23日 至 平成18年12月22日	295,980,357	443,711,881
第5特定期間	自 平成18年12月23日 至 平成19年 6月22日	26,534,626	3,028,352,630
第6特定期間	自 平成19年 6月23日 至 平成19年12月25日	50,520,988	300,023,743
第7特定期間	自 平成19年12月26日 至 平成20年 6月23日	35,986,561	116,176,628
第8特定期間	自 平成20年 6月24日 至 平成20年12月22日	8,461,767	163,776,192
第9特定期間	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	3,139,541	73,334,809
第10特定期間	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	181,059,956	179,995,485
第11特定期間	自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日	3,012,528	381,032,198
第12特定期間	自 平成22年 6月23日 至 平成22年12月22日	2,523,191	204,397,180
第13特定期間	自 平成22年12月23日 至 平成23年 6月22日	2,271,797	280,218,433
第14特定期間	自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日	2,121,231	264,064,617
第15特定期間	自 平成23年12月23日 至 平成24年 6月22日	1,910,399	187,804,632
第16特定期間	自 平成24年 6月23日 至 平成24年12月25日	1,715,457	214,042,266
第17特定期間	自 平成24年12月26日 至 平成25年 6月24日	1,146,206	118,427,922

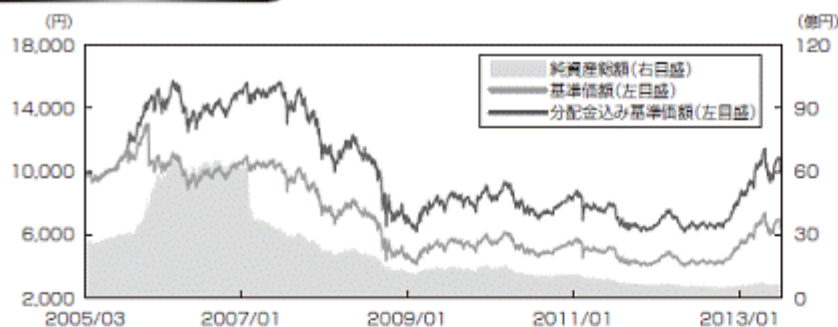
(注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

< 参考情報 >

基準価額・純資産の推移

(設定日～2013年7月末)



(2013年7月末現在)

基準価額	6,416円
純資産総額	608百万円

分配の推移

(1万口当たり、課税前)

2013年 6 月	10円	2012年12月	10円	2012年 6 月	10円
2013年 3 月	10円	2012年 9 月	10円	設定来累計	4,720円

主要な資産の状況

(2013年7月末現在)

国名	銘柄名	業種	投資比率(%)
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	7.75
日本	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	5.31
日本	東日本旅客鉄道	陸運業	4.02
日本	富士重工業	輸送用機器	3.19
日本	日東電工	化学	3.00
日本	三菱電機	電気機器	2.98
日本	日野自動車	輸送用機器	2.97
日本	オリックス	その他金融業	2.94
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.84
日本	住友ゴム工業	ゴム製品	2.77

※投資比率は純資産総額に対する評価額の比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2005年は設定日(3月18日)から年末まで、2013年は年初から7月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

申込期間：平成25年3月22日（金）から平成26年3月20日（木）まで

申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

受益権の取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。取得申込の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

申込単位

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引き後、自動的に再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。各コースの申込単位は以下の通りとします。

分配金受取りコース・・・・・・ 1万円以上1円単位

分配金再投資コース・・・・・・ 1万円以上1円単位

ただし、収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

前記の申込単位は申込手数料を含んだ金額です。取得申込者は、取得申込時に指定した金額から申込手数料等を差し引いた残額で当ファンドの受益権を取得することになります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額に、当該基準価額に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

受益者が一部解約の実行請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行請求は、販売会社の毎営業日に受付けます。この場合の解約請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。

一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の基準価額とします。一部解約の価額は委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止することがあります。一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の基準価額とします。

解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

組入株式の評価は、原則として計算日における取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他 信託の終了をご参照ください。）

（4）【計算期間】

原則として、毎年3月23日から6月22日、6月23日から9月22日、9月23日から12月22日、および12月23日から翌年3月22日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

信託の終了

1) 投資信託契約の解約

1. 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記1.の投資信託契約の解約をしません。
 5. 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 2) 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了
1. 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 2. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 信託約款の変更4)に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 3) 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 信託約款の変更
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - 2) 委託会社は、前記1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 3) 前記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - 4) 前記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記1)の信託約款を変更しません。
 - 5) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)から5)までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（6月、12月）および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。また、このほか直近の運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ

<http://www.pinebridge.co.jp/>

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係会社との契約の更改

・販売会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースの収益分配金は、原則として税引き後、決算日の翌営業日に自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年

間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17特定期間（平成24年12月26日から平成25年6月24日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

SAIKYO 日本株式CSRファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第16特定期間 (平成24年12月25日現在)	第17特定期間 (平成25年6月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,815,998	20,517,320
株式	510,419,200	577,876,300
未収入金	29,724,819	-
未収配当金	-	2,899,300
未収利息	13	16
流動資産合計	546,960,030	601,292,936
資産合計	546,960,030	601,292,936
負債の部		
流動負債		
未払金	26,629,015	-
未払収益分配金	1,081,938	964,657
未払解約金	446,943	-
未払受託者報酬	129,793	176,323
未払委託者報酬	2,206,379	2,997,508
流動負債合計	30,494,068	4,138,488
負債合計	30,494,068	4,138,488
純資産の部		
元本等		
元本	1,081,938,938	964,657,222
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	565,472,976	367,502,774
（分配準備積立金）	11,715,168	14,228,008
元本等合計	516,465,962	597,154,448
純資産合計	516,465,962	597,154,448
負債純資産合計	546,960,030	601,292,936

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16特定期間 自 平成24年 6月23日 至 平成24年12月25日	第17特定期間 自 平成24年12月26日 至 平成25年 6月24日
営業収益		
受取配当金	5,452,324	6,752,750
受取利息	2,827	2,167
有価証券売買等損益	59,702,556	154,078,648
その他収益	7	145
営業収益合計	65,157,714	160,833,710
営業費用		
受託者報酬	274,765	320,001
委託者報酬	4,670,879	5,440,051
営業費用合計	4,945,644	5,760,052
営業利益	60,212,070	155,073,658
経常利益	60,212,070	155,073,658
当期純利益	60,212,070	155,073,658
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,159,754	9,018,878
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	743,995,455	565,472,976
剰余金増加額又は欠損金減少額	122,703,179	54,449,304
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	122,703,179	54,449,304
剰余金減少額又は欠損金増加額	983,087	541,521
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	983,087	541,521
分配金	2,249,929	1,992,361
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	565,472,976	367,502,774

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場を、特定期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成24年12月22日、その翌日及び翌々日が休日のため、前特定期間末日を平成24年12月25日としており、平成25年6月22日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成25年6月24日としており、このため当特定期間は181日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第16特定期間 (平成24年12月25日現在)	第17特定期間 (平成25年6月24日現在)
1. 期首元本額	1,294,265,747円	1,081,938,938円
期中追加設定元本額	1,715,457円	1,146,206円
期中一部解約元本額	214,042,266円	118,427,922円
2. 受益権の総数	1,081,938,938口	964,657,222口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は565,472,976円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は367,502,774円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第16特定期間 自 平成24年 6月23日 至 平成24年12月25日	第17特定期間 自 平成24年12月26日 至 平成25年 6月24日
分配金の計算過程	[平成24年6月23日から 平成24年9月24日まで の計算期間]	[平成24年12月26日から 平成25年 3月22日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	610,568円	603,277円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	14,145,432円	12,458,682円
分配準備積立金額	9,915,795円	11,121,162円
当ファンドの分配対象収益額	24,671,795円	24,183,121円
当ファンドの期末残存口数	1,167,991,598口	1,027,704,630口
1万口当たり収益分配対象額	211.23円	235.31円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	1,167,991円	1,027,704円
	[平成24年 9月25日から 平成24年12月25日まで の計算期間]	[平成25年3月23日から 平成25年6月24日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	4,133,985円	5,156,931円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	13,109,056円	11,699,171円
分配準備積立金額	8,663,121円	10,035,734円
当ファンドの分配対象収益額	25,906,162円	26,891,836円
当ファンドの期末残存口数	1,081,938,938口	964,657,222口
1万口当たり収益分配対象額	239.44円	278.77円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	1,081,938円	964,657円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第16特定期間 自 平成24年 6月23日 至 平成24年12月25日	第17特定期間 自 平成24年12月26日 至 平成25年 6月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16特定期間 (平成24年12月25日現在)	第17特定期間 (平成25年6月24日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第16特定期間 (平成24年12月25日現在)	第17特定期間 (平成25年6月24日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
株式	52,461,460	12,713,736
合計	52,461,460	12,713,736

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第16特定期間 (平成24年12月25日現在)	第17特定期間 (平成25年6月24日現在)
1口当たり純資産額	0.4774円	0.6190円
(1万口当たり純資産額)	(4,774円)	(6,190円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成25年6月24日現在）

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	大成建設	14,000	358.00	5,012,000	
	大林組	9,000	505.00	4,545,000	
	大和ハウス工業	3,000	1,792.00	5,376,000	
	麒麟ホールディングス	10,000	1,545.00	15,450,000	
	東洋水産	1,000	3,165.00	3,165,000	
	信越化学工業	2,700	6,160.00	16,632,000	
	積水化学工業	4,000	1,000.00	4,000,000	
	日東電工	3,300	6,090.00	20,097,000	
	塩野義製薬	2,500	1,925.00	4,812,500	
	中外製薬	2,200	1,962.00	4,316,400	
	住友ゴム工業	10,300	1,526.00	15,717,800	
	新日鐵住金	6,000	254.00	1,524,000	
	住友電気工業	4,600	1,150.00	5,290,000	
	LIXILグループ	2,200	2,324.00	5,112,800	
	クボタ	12,000	1,339.00	16,068,000	
	マキタ	900	5,330.00	4,797,000	
	三菱重工業	27,000	539.00	14,553,000	
	東芝	37,000	466.00	17,242,000	
	三菱電機	19,000	877.00	16,663,000	
	オムロン	5,400	2,946.00	15,908,400	
	ソニー	6,400	1,966.00	12,582,400	
	横河電機	6,600	1,124.00	7,418,400	
	シスメックス	1,000	6,050.00	6,050,000	
	京セラ	1,200	9,620.00	11,544,000	
	村田製作所	2,100	7,280.00	15,288,000	
	トヨタ自動車	7,900	5,750.00	45,425,000	
	日野自動車	12,000	1,346.00	16,152,000	
	本田技研工業	3,300	3,500.00	11,550,000	
	富士重工業	10,000	2,221.00	22,210,000	
	東京瓦斯	24,000	526.00	12,624,000	
	東日本旅客鉄道	3,100	7,420.00	23,002,000	
	ヤマトホールディングス	2,700	2,076.00	5,605,200	

	日本郵船	21,000	257.00	5,397,000	
	伊藤忠テクノソリューションズ	800	4,065.00	3,252,000	
	日本電信電話	2,300	4,980.00	11,454,000	
	住友商事	3,700	1,208.00	4,469,600	
	三菱商事	5,400	1,702.00	9,190,800	
	丸井グループ	14,900	923.00	13,752,700	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	28,700	578.00	16,588,600	
	りそなホールディングス	25,600	456.00	11,673,600	
	三井住友フィナンシャルグループ	7,200	4,325.00	31,140,000	
	スルガ銀行	10,000	1,649.00	16,490,000	
	N K S J ホールディングス	2,700	2,196.00	5,929,200	
	イオンフィナンシャルサービス	6,600	2,631.00	17,364,600	
	オリックス	15,300	1,231.00	18,834,300	
	三井不動産	5,000	2,571.00	12,855,000	
	三菱地所	6,000	2,292.00	13,752,000	
小計		411,600		577,876,300	
合計				577,876,300	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成25年7月31日現在）

資産総額	609,922,848 円
負債総額	1,729,738 円
純資産総額（ - ）	608,193,110 円
発行済数量	947,890,620 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6416 円
（1万口当たりの純資産額）	（6,416 円）

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（1）名義書換

該当事項はありません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（ 7 ） 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（ 8 ） 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成25年7月末日現在）

- ・資本金の額 500,000,000円
- ・会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・発行済株式総数 41,000株
- ・資本金の額の増減（最近5年間）

平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。

平成24年 8月11日 1,650,000,000円減少。

- ・会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

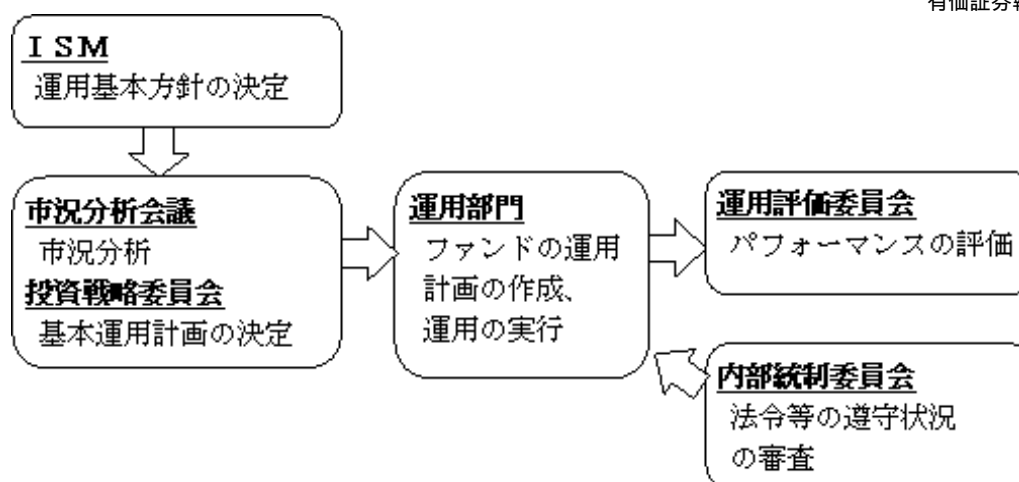
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

世界中の運用拠点の主要メンバーにより組織されているインベストメント・ストラテジー・ミーティング（ISM：Investment Strategy Meeting）で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地域の景気サイクルなどの詳細な分析が行われ、これを参考に、独自に開催する市況分析会議・投資戦略委員会を経て基本運用計画を決定します。これに基づいて、運用部門においてファンド毎の運用計画を作成し、ポートフォリオの構築を行い運用を実行します。

なお、運用体制は次の通りとなっております。



前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成25年7月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	34	103,287 百万円
追加型株式投資信託	63	521,888 百万円
合計	97	625,175 百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- 2．財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3．当社は、第28期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	第27期 (平成24年3月31日現在)		第28期 (平成25年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	*2	1,673,740	*2	334,667
前払費用		68,179		78,455
未収入金		466,276		35,659
未収委託者報酬		171,371		1,596,855
未収運用受託報酬		222,132		223,887
未収販売手数料		8,279		9,419
立替金		4,238		33,280
未収還付法人税等		193		15
未収還付消費税等		58,402		-
前渡金		150,013		-
流動資産合計		2,822,825		2,312,240
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	145,676	*1	26,939
工具器具備品	*1	58,741	*1	31,800
有形固定資産合計		204,417		58,739
無形固定資産				
のれん		311,439		-
ソフトウェア		95,396		49,306
電話加入権		3,875		3,875
無形固定資産合計		410,712		53,181
投資その他の資産				
投資有価証券		89,514		88,050
関係会社株式		-		371,079
その他の関係会社有価証券		70,499		1,798
長期貸付金		2,428,604		-
敷金保証金		193,745		153,069
長期前払費用		983		39,866
預託金		274		74
投資その他の資産合計		2,783,621		653,938
固定資産合計		3,398,752		765,860
資産合計		6,221,578		3,078,101

（単位：千円）

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	90,289	20,792
未払金		
未払収益分配金	1,692	1,692
未払償還金	3,500	3,500
未払手数料	70,745	722,328
その他未払金	127,243	263,346
未払費用	831,782	694,184
前受収益	42,000	10,655
未払消費税等	-	3,237
賞与引当金	80,107	51,275
役員賞与引当金	2,181	3,714
流動負債合計	1,249,540	1,774,727
固定負債		
退職給付引当金	136,736	92,637
役員退職慰労引当金	42,336	28,009
長期前受収益	-	39,083
その他	11,792	14,747
固定負債合計	190,864	174,478
負債合計	1,440,404	1,949,206
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,150,000	500,000
資本剰余金		
資本準備金	823,989	31,736
資本剰余金合計	823,989	31,736
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	1,325,557	113,995
利益剰余金合計	1,820,669	609,108
株主資本合計	4,794,659	1,140,845
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,485	11,950
評価・換算差額等合計	13,485	11,950
純資産合計	4,781,174	1,128,895
負債・純資産合計	6,221,578	3,078,101

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第27期 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)	第28期 (自平成24年 4月 1日 至平成25年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,349,954	5,603,677
運用受託報酬	872,232	707,864
その他営業収益	280,669	118,196
営業収益合計	7,502,856	6,429,738
営業費用		
支払手数料	2,842,546	2,494,241
広告宣伝費	32,471	41,490
公告費	2,790	2,485
調査費		
調査費	614,323	570,416
委託調査費	1,465,989	1,266,216
営業雑経費		
通信費	26,067	24,881
印刷費	95,270	104,342
協会費	15,587	7,606
図書費	2,254	1,763
営業費用合計	5,097,301	4,513,443
一般管理費		
給料		
役員報酬	54,013	37,100
給料・手当	1,303,864	950,746
賞与	164,583	111,737
役員賞与	13,872	9,622
賞与引当金繰入	80,107	51,275
役員賞与引当金繰入	2,181	3,714
交際費	6,107	1,920
寄付金	1,369	912
旅費交通費	54,095	40,730
租税公課	14,874	11,313
不動産賃借料	216,238	218,403
退職給付費用	29,758	13,714
退職金	44,538	36,071
役員退職慰労引当金繰入	28,559	1,873
固定資産減価償却費	130,727	194,496
業務委託費	889,338	587,813
諸経費	111,245	129,492
一般管理費合計	3,145,477	2,400,940
営業利益又は営業損失（ ）	739,921	484,645
営業外収益		
受取利息	9,995	14,348
受取配当金	-	5

雑収入	3,036		9,678	
その他	-		18	
営業外収益合計	13,032		24,050	
営業外費用				
為替差損	57,064		42,221	
雑損失	24,555		7	
株式交付費償却	1,492		-	
その他	24		81	
営業外費用合計	83,137		42,309	
経常利益又は経常損失（ ）	810,026		502,904	
特別損失				
固定資産除却損	*1	3,817	*1	9,035
減損損失		-	*2	301,757
退職特別加算金		-		163,070
その他の関係会社有価証券評価損		-		59,042
諸税金		-	*3	84,600
賃貸契約解約違約金		-		35,372
特別損失合計		3,817		652,877
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）		813,843		1,155,782
法人税、住民税及び事業税		3,020		3,780
法人税等調整額		460,615		-
法人税等合計		463,635		3,780
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,277,479		1,159,562

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第27期 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)	第28期 (自平成24年 4月 1日 至平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,150,000	2,150,000
当期変動額		
資本金からその他資本剰余金への振替	-	1,650,000
当期変動額合計	-	1,650,000
当期末残高	2,150,000	500,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	823,989	823,989
当期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	792,253
当期変動額合計	-	792,253
当期末残高	823,989	31,736
その他資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
資本金からその他資本剰余金への振替	-	1,650,000
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	792,253
その他資本剰余金の配当	-	2,442,253
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
当期首残高	823,989	823,989
当期変動額		
資本金からその他資本剰余金への振替	-	1,650,000
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	-
その他資本剰余金の配当	-	2,442,253
当期変動額合計	-	792,253
当期末残高	823,989	31,736
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	265,112	265,112
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金		
当期首残高	230,000	230,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	230,000	230,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,603,036	1,325,557
当期変動額		
剰余金の配当	-	51,998

当期純利益又は当期純損失（ ）	1,277,479	1,159,562
当期変動額合計	1,277,479	1,211,560
当期末残高	1,325,557	113,995
利益剰余金合計		
当期首残高	3,098,149	1,820,669
当期変動額		
剰余金の配当	-	51,998
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,277,479	1,159,562
当期変動額合計	1,277,479	1,211,560
当期末残高	1,820,669	609,108
株主資本合計		
当期首残高	6,072,138	4,794,659
当期変動額		
資本金からその他資本剰余金への振替	-	-
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	-
その他資本剰余金の配当	-	2,442,253
剰余金の配当	-	51,998
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,277,479	1,159,562
当期変動額合計	1,277,479	3,653,813
当期末残高	4,794,659	1,140,845
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	11,080	13,485
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,405	1,535
当期変動額合計	2,405	1,535
当期末残高	13,485	11,950
評価・換算差額等合計		
当期首残高	11,080	13,485
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,405	1,535
当期変動額合計	2,405	1,535
当期末残高	13,485	11,950
純資産合計		
当期首残高	6,061,058	4,781,174
当期変動額		
資本金からその他資本剰余金への振替	-	-
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	-
その他資本剰余金の配当	-	2,442,253
剰余金の配当	-	51,998
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,277,479	1,159,562
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,405	1,535
当期変動額合計	1,279,884	3,652,278
当期末残高	4,781,174	1,128,895

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法 (3)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 1.ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 2.のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積もられる期間（20年）で償却しております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 定額法により3年間で償却しております。
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

会計上の見積もりの変更

有形固定資産の耐用年数の変更	当社が保有する建物附属設備は従来耐用年数を8年から15年として、工具器具備品については6年から8年として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において本社事務所再構築に着手しており、建物附属設備及び工具器具備品の除却が確実に発生することが予想されるため、対象となる建物附属設備及び工具器具備品の耐用年数を除却までの期間（建物附属設備3年、工具器具備品3年）に見直し、将来に渡り変更しております。 この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が各々95,996千円増加しております。
----------------	--

注記事項

（貸借対照表関係）

第27期 平成24年3月31日現在	第28期 平成25年3月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 43,995 千円 工具器具備品 102,248 千円 *2 信託資産 現金・預金のうち、10,140千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 161,833 千円 工具器具備品 127,369 千円 *2 信託資産 現金・預金のうち、10,143千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

（損益計算書関係）

第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	第28期 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日								
*1 固定資産除却損は、工具器具備品194千円、ソフトウェア3,623千円であります。	*1 固定資産除却損は、建物付属設備2,010千円、工具器具備品632千円、ソフトウェア6,393千円であります。 *2 減損損失 当事業年度において、当社は以下の通り減損損失を計上致しました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失(千円)</th></tr><tr><td>本社（東京都千代田区）</td><td>第一種金融商品取引業</td><td>のれん</td><td>301,757</td></tr></table> 資産のグルーピングについては、主に内部管理上の区分に基づいております。 当社は、上記資産に係る事業の廃止を予定しており、当該事業に係る既存契約の解約状況及び市場動向を勘案して評価した結果、のれん未償却残高の全額を減損損失として特別損失に計上しております。 尚、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、割引率の算定はしておりません。 *3 諸税金 子会社取得に伴い、海外で贈与税84,600千円を申告納付致しました。	場所	用途	種類	減損損失(千円)	本社（東京都千代田区）	第一種金融商品取引業	のれん	301,757
場所	用途	種類	減損損失(千円)						
本社（東京都千代田区）	第一種金融商品取引業	のれん	301,757						

（株主資本等変動計算書関係）

第27期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

2. 配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日の 定時株主総会	普通株式	51,998	1,268	平成24年3月31日	平成24年8月13日

金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の 帳簿価額 （千円）	一株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日の 定時株主総会	普通株式	パインブリッジ・イン ベストメンツ・ ホールディングス US LLCに対する貸付金債 権及び利息債権	2,442,253	59,567	平成24年3月31日	平成24年8月13日

（リース取引関係）

第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日		第28期 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料	
未経過リース料期末残高相当額		未経過リース料期末残高相当額	
1年内	217,143 千円	1年内	158,990 千円
1年超	57,674 千円	1年超	168,859 千円
合計	274,817 千円	合計	327,849 千円

第27期（自 平成23年4月 1日至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。又、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。尚、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	1,673,740	1,673,740	-
2) 未収入金	466,276	466,276	-
3) 未収運用受託報酬	222,132	222,132	-
4) 長期貸付金	2,428,604	2,445,051	16,447
資産計	4,790,752	4,807,199	16,447
1) 未払費用	831,782	831,782	-
負債計	831,782	831,782	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収入金、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、信用リスクを加味した将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

1) 未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	1,673,740	-	-	-
2) 未収入金	466,276	-	-	-
3) 未収運用受託報酬	222,132	-	-	-
4) 長期貸付金	-	2,428,604	-	-
合計	2,362,148	2,428,604	-	-

第28期（自 平成24年4月 1日至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。又、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	334,667	334,667	-
2) 未収委託者報酬	1,596,855	1,596,855	-
3) 未収運用受託報酬	223,887	223,887	-
資産計	2,155,409	2,155,409	-
1) 未払費用	694,184	694,184	-

2) 未払手数料	722,328	722,328	-
3) その他未払金	263,346	263,346	-
負債計	1,679,858	1,679,858	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1) 未払費用、2) 未払手数料、3) その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）子会社株式（貸借対照表計上額371,079千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	334,667	-	-	-
2) 未収委託者報酬	1,596,855	-	-	-
3) 未収運用受託報酬	223,887	-	-	-
合計	2,155,409	-	-	-

（有価証券関係）

第27期 平成24年3月31日現在				第28期 平成25年3月31日現在					
1. その他の関係会社有価証券 (単位：千円)				1. 子会社株式及びその他の関係会社有価証券 (単位：千円)					
区分		貸借対照表計上額		区分		貸借対照表計上額			
その他の関係会社有価証券		70,499		子会社株式		371,079			
				その他の関係会社有価証券		1,798			
上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。				(注) 表中のその他の関係会社有価証券は減損処理後の帳簿価額であります。尚、当事業年度において減損処理を行い、その他の関係会社有価証券評価損59,042千円を計上しております。					
2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)				2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)					
区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額	区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの					貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				
投資信託受益証券		89,514	103,000	13,485	投資信託受益証券		88,050	100,000	11,950
3. 当事業年度に売却したその他有価証券				3. 当事業年度に売却したその他有価証券					
売却額：		976 千円		売却額：		3,937 千円			
売却益の合計額：		- 千円		売却益の合計額：		18 千円			
売却損の合計額：		24 千円		売却損の合計額：		81 千円			

（退職給付関係）

第27期（平成24年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項	
	千円
退職給付債務	136,736
退職給付引当金	136,736
3. 退職給付費用に関する事項	
	千円
勤務費用	29,758
退職給付費用	29,758

第28期（平成25年3月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。	
2．退職給付債務に関する事項	
	千円
退職給付債務	92,637
退職給付引当金	92,637
3．退職給付費用に関する事項	
	千円
勤務費用	13,714
退職給付費用	13,714

（税効果会計関係）

第27期 平成24年3月31日現在		第28期 平成25年3月31日現在	
1．繰延税金資産発生的主要原因別内訳		1．繰延税金資産発生的主要原因別内訳	
（単位：千円）		（単位：千円）	
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金否認	20,060	未払金否認	67,212
賞与引当金否認	31,277	賞与引当金否認	19,489
のれん	49,647	減価償却超過額	36,488
退職給付引当金否認	49,620	退職給付引当金否認	45,688
役員退職慰労引当金否認	15,088	役員退職慰労引当金否認	9,982
繰越欠損金	486,323	関係会社出資金評価損	22,350
その他	32,389	繰越欠損金	705,802
		その他	63,269
繰延税金資産小計	684,408	繰延税金資産小計	970,281
評価性引当額	684,408	評価性引当額	970,281
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	-
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
当事業年度は税引前当期純損失となっており、且つ税務上の課税所得も発生していないため、記載を省略しております。		当事業年度は税引前当期純損失となっており、且つ税務上の課税所得も発生していないため、記載を省略しております。	

（セグメント情報等）

第27期 平成24年3月31日現在	第28期 平成25年3月31日現在																												
1. セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。 2. 関連情報 (1) 製品及びサービス毎の情報 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>委託者報酬</td><td>運用受託報酬</td><td>その他営業収益</td></tr><tr><td>外部顧客への営業収益</td><td>6,349,954</td><td>872,232</td><td>280,669</td></tr></table> (2) 地域毎の情報 営業収益 国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。 有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客毎の情報 <table><tr><td>顧客の名称又は氏名</td><td>営業収益(千円)</td></tr><tr><td>年金バランス50ファンド (適格機関投資家向け)</td><td>894,326</td></tr><tr><td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td><td>1,600,506</td></tr></table> 当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。		委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への営業収益	6,349,954	872,232	280,669	顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	年金バランス50ファンド (適格機関投資家向け)	894,326	パインブリッジ新成長国債券プラス	1,600,506	1. セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。 2. 関連情報 (1) 製品及びサービス毎の情報 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>委託者報酬</td><td>運用受託報酬</td><td>その他営業収益</td></tr><tr><td>外部顧客への営業収益</td><td>5,603,677</td><td>707,864</td><td>118,196</td></tr></table> (2) 地域毎の情報 営業収益 国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。 有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客毎の情報 <table><tr><td>顧客の名称又は氏名</td><td>営業収益(千円)</td></tr><tr><td>年金バランス50ファンド (適格機関投資家向け)</td><td>781,545</td></tr><tr><td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td><td>1,108,924</td></tr></table> 当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。		委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への営業収益	5,603,677	707,864	118,196	顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	年金バランス50ファンド (適格機関投資家向け)	781,545	パインブリッジ新成長国債券プラス	1,108,924
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益																										
外部顧客への営業収益	6,349,954	872,232	280,669																										
顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)																												
年金バランス50ファンド (適格機関投資家向け)	894,326																												
パインブリッジ新成長国債券プラス	1,600,506																												
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益																										
外部顧客への営業収益	5,603,677	707,864	118,196																										
顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)																												
年金バランス50ファンド (適格機関投資家向け)	781,545																												
パインブリッジ新成長国債券プラス	1,108,924																												

（関連当事者情報）

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません。

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額 *1	科目	期末残高 *1
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 137,451	持株会社	-	-	経営管理	貸付金の回収	千円 -	未収入金	千円 251,172
								金銭の貸付 *2	千円 2,428,604	長期貸付金 *2	千円 2,428,604
								役務提供に対する対価支払	千円 714,927	未払費用	千円 143,333
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *3	千円 245,995	未払費用	千円 79,418
								その他役務提供に対する対価受取	千円 160,063	未収入金	千円 203,148
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *3	千円 516,003	未払費用	千円 227,613

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 消費税等の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2 貸付金は1,254,000千円及び1,174,604千円の二契約であり、貸付期間はそれぞれ平成24年3月26日から平成26年3月25日、及び平成24年3月31日から平成26年3月31日となっており、受取利息は満期時に元本とともに支払われ、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のTIBOR12ヶ月物プラス1%を日割り計算で計算されます。尚、担保は受け入れておりません。
- *3 委託調査費の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第28期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません。

（２）財務諸表提出会社の子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・キャピタル・インディア・プライベート・リミテッド	インド、ムンバイ	千INDルピー 1,136,147	持株会社	所有直接 99.9%	兼任二名	-	増資の引受 *1	千円 211,740	-	千円 -

（３）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 *2	科目	期末残高 *2
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 156,980	持株会社	-	-	経営管理	貸付金債権及び利息債権の親会社への譲渡による消滅 *3	千円 2,442,253	-	千円 -
								役務提供に対する対価支払	千円 435,890	未払費用	千円 128,854
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *4	千円 216,741	未払費用	千円 83,655
								役務提供に対する対価支払	千円 39,467	未払費用	千円 33,597

			千スターリ ングボンド						千円		千円
同一の 親会社 を持つ 会社	パインブリッジ・ インベストメン ツ・ヨーロッパ・ リミテッド	イギリス、ロンド ン	200	投資運 用会社	-	-	一任及び 助言契約	委託調査 費の支払 *4	404,020	未払費用	92,259

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。
- *2 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *3 貸付金は1,254,000千円及び1,174,604千円の二契約がありましたが、平成24年8月13日をもって未収利息を含めた全額が、現物配当として当社の親会社であるパインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V. に対し債権譲渡されました。
- *4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarI（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（1株当たり情報）

第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日		第28期 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	
1株当たり純資産額	116,613円99銭	1株当たり純資産額	27,534円 3銭
1株当たり当期純損失金額	31,158円 3銭	1株当たり当期純損失金額	28,282円 1銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日		第28期 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	
当期純損失	1,277,479千円	当期純損失	1,159,562千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	1,277,479千円	普通株主に係る当期純損失	1,159,562千円
普通株式の期中平均株式数	41,000株	普通株式の期中平均株式数	41,000株

（重要な後発事象）

第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	第28期 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
（退職者の募集） 当社は、経営改善計画の一環として、平成24年6月8日から従業員及び役員80名中16名の雇用調整を実施しており、これによる割増退職金等の支出見込額（約220,014千円）を特別損失として平成24年度に計上する予定であります。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）（ 5 ）において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（ 3 ）（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1)「受託会社」

名称及び資本金の額（平成25年3月末現在）

株式会社りそな銀行 279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2)「販売会社」

名称及び資本金の額（平成25年3月末現在）

株式会社西京銀行 12,690百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

1)受託会社

該当事項はありません。

2)販売会社

該当事項はありません。

参考情報

再信託受託会社の概要（平成25年3月末現在）

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円

資本構成：株式会社りそな銀行：33.33%

三井住友トラスト・ホールディングス：66.66%

業務の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

平成25年 1月 4日	臨時報告書 提出
平成25年 3月21日	有価証券報告書、有価証券届出書 提出
平成25年 4月 2日	臨時報告書 提出

独立監査人の監査報告書

平成25年7月31日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 荒 川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSAIKYO 日本株式CSRファンドの平成24年12月26日から平成25年6月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SAIKYO 日本株式CSRファンドの平成25年6月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 6 月13日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 荒 川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。